

2020年5月13日

各 位

会社名 日本サード・パーティ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森 豊
 (JASDAQ・コード 2488)
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 伊達 仁
 (電話 03-6408-2488)

監査等委員会設置会社への移行・役員人事及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月30日開催予定の第33回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2020年6月30日開催予定の第33回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の異動について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏 名	新 役 職	現 役 職
森 豊	代表取締役社長	代表取締役社長
為田 光昭	取 締 役	取 締 役
伊達 仁	取 締 役	取 締 役
馬場 寛明	取 締 役	取 締 役
吉田 雅彦	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏 名	新 役 職	現 役 職
木村 裕之	取 締 役 監査等委員	監 査 役 (常勤)
竹内 定夫	社外取締役 監査等委員	社外監査役
井出 隆	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職	現役職
竹内 洋平	補欠監査等委員（社外）	補欠監査役

(4) 退任予定取締役（2020年6月30日開催予定の第33回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	退任後役職	現役職
佐藤 裕寿	常務執行役員	取締役
三船 明喜	常務執行役員	取締役

3. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

上記1.に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

2020年6月30日（予定） 定款変更のための株主総会開催日

2020年6月30日（予定） 定款変更の効力発生日

以上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取 締 役</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. (削除) 3. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取 締 役</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>13</u>名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>任期の満了前に退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。) の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期の満了する時までとする。</u> <u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から</u>取締役会の決議により選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から</u>取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的である事項について取締役が提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的である事項について取締役が提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第6章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p><u>第30条 当社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 監 査 役 会</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 33 条 監査役会は、常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(招集)</u> 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(決議方法)</u> 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(議事録)</u> 第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 37 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(責任免除)</u> 第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の 2 年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	(削除)
<p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 監査等委員会</u> (監査等委員会の設置)</p>
	<p>第 30 条 当社は、監査等委員会を置く。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(招集)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(決議方法)</u> 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	<u>(議事録)</u> 第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
<p style="text-align: center;">第8章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第43条～第45条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第39条～第41条 (現行のとおり)</p>
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>2020年6月開催の第33回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

以上